

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
..... (警察本部警務課) 14

条

例

目

次

ページ

条 例

○北海道就農支援資金貸付事業等特別会計条例..... (農業経営課)	1
○北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例..... (総務部総務課)	1
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例… (人事課)	2
○北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	2
○北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	3
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	3
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	3
○北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	4
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	5
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (市町村課)	6
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	8
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (道路課)	9
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例..... (企業局総務課)	11
○北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例 (企業局総務課)	11
○北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例..... (教育庁総務課)	12
○北海道立美術館条例の一部を改正する条例… (教育庁文化・スポーツ課)	12
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁給与課)	13
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例… (警察本部会計課)	13
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	14
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	14

北海道就農支援資金貸付事業等特別会計条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

北海道就農支援資金貸付事業等特別会計条例

(設置)

第1条 就農支援資金の貸付けの業務を行う融資機関等に対する貸付け及び農業改良資金に係る貸付金の償還に関する経理を明確にするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、北海道就農支援資金貸付事業等特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、貸付金の償還金（当該貸付金に係る違約金を含む。）、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、貸付金、一般会計への繰出金、借入金の償還金、納付金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 北海道農業改良資金貸付事業特別会計の平成22年度の出納の完結の際同会計に属する現金及び権利義務は、その出納の完結の際に北海道就農支援資金貸付事業等特別会計に帰属するものとする。

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

17 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査（同法附則第34条の2第1項の規定により教育委員会が行うものを除く。）	特定保険業認可申請手数料	150,000円	認可申請のとき
--	--------------	----------	---------

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 知事等に就任したときの給料は、その日から日割りにより支給する。

第3条に次の1項を加える。

3 知事等が退任したときの給料は、その日まで日割りにより支給する。ただし、知事等が死亡したときの給料は、その月の全額を支給する。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「から」の次に「日割りにより」を加える。

第4条を次のように改める。

第4条 常勤の委員が退職、罷免等により常勤の委員でなくなったときは、その日まで日割りにより給料を支給する。ただし、常勤の委員が死亡したときは、その月の給料の全額を支給する。

第5条を削る。

第6条中「第2条から前条まで」を「前3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項中「第3条から前条まで」を「前3条」に改め、同条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。

第9条第3項及び別表第2中「第7条」を「第6条」に改める。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 教育長に就任したときの給料は、その日から日割りにより支給する。

第3条に次の1項を加える。

3 教育長が退任したときの給料は、その日まで日割りにより支給する。ただし、教育長が死亡したときの給料は、その月の全額を支給する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項

とし、同条第2項中「退職又は」及び「の末日」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第13条ただし書中「ついては」の次に「、人事委員会規則で定めるところにより」を加え、「、結核性疾患による場合その他人事委員会規則で定める場合にあっては引き続き1年を、その他の場合にあっては引き続き」を削り、「超えて」の次に「引き続き」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き同一の疾病（結核性疾患又はこの条例による改正前の北海道職員の給与に関する条例第13条ただし書の人事委員会規則で定める場合に係るものに限る。）の療養のため北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第12条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない職員に対するこの条例による改正後の北海道職員の給与に関する条例第13条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「90日」とあるのは、「1年」とする。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の部委員長の項中「345,000円」を「334,700円」に改め、

同部委員の項中「300,000円」を「291,000円」に改め、同表公安委員会の部委員長の項中「335,000円」を「325,000円」に改め、同表方面公安委員会の部委員長の項中「290,000円」を「281,300円」に改め、同表選挙管理委員会の部委員長の項中「335,000円」を「325,000円」に改め、同表人事委員会の部委員長の項中「345,000円」を「334,700円」に改め、同部委員の項中「300,000円」を「291,000円」に改め、同表労働委員会の部会長の項中「345,000円」を「334,700円」に改め、同部会長の職務代行委員の項中「335,000円」を「325,000円」に改め、同部公益委員の項中「290,000円」を「281,300円」に改め、同部労使委員の項中「270,000円」を「261,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「8,464人」を「8,274人」に改め、同号イ中「1,681人」を「1,582人」に改め、同条第9号ア中「3,081人」を「3,162人」に改め、同号イ中「1,315人」を「1,338人」に改め、同条第10号中「94人」を「87人」に改め、同条第11号ア中「3万1,368人」を「3万1,272人」に改め、同号イ中「2,023人」を「1,937人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）

第4条第3項の規定により採用された職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とさ

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が任命権者の定める産前産後の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育

児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第18条中「(平成14年北海道条例第67号)」を削る。

第24条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務職員等」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める

職員(次条第1項において「一般短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第25条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間等条例第9条第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(一般短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「については、」を「(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が任命権者の定める育児の休暇を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「音更町」を「音更町 士幌町」に、「白糠町」を「白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町」に改める。

附 則

1 この条例中別表第2の改正規定(「音更町」を「音更町 士幌町」に改める

部分に限る。)及び次項の規定は平成23年10月1日から、その他の規定は同年11月1日から施行する。

- 2 この条例のそれぞれの施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、当該施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の本人確認情報（以下「」を「に規定する」に、「」という。）の保護及び提供」を「の利用及び提供並びに保護」に改める。

第8条中「者（以下「指定情報処理機関」という。）」を「指定情報処理機関」に改め、「第30条の7第3項の規定による」の次に「保存期間に係る」を、「として、」の次に「当該」を加え、同条を第13条とする。

第7条中「第2条」を「第7条」に改め、同条を第12条とし、第6条を第11条とし、第3条から第5条までを5条ずつ繰り下げる。

第2条の前の見出しを削り、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「（北海道本人確認情報保護審議会）」を付し、第1条の次に次の5条を加える。

（本人確認情報の提供を受ける道内の市町村の執行機関及び当該提供に係る事務）

第2条 法第30条の7第4項第2号に規定する区域内の市町村の執行機関であって条例で定めるもの（以下「道内の市町村の執行機関」という。）及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（道内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第3条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の道内の市町村の執行機関への提供（同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて道内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第4条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報の提供を受ける知事以外の道の執行機関及び当該提供に係る事務）

第5条 法第30条の8第2項に規定する知事以外の道の執行機関であって条例で定めるもの（以下「知事以外の道の執行機関」という。）及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の道の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第6条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の道の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の道の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第2条関係）

提供を受ける道内の市町村の執行機関	事 務
1 市町村長	地方税法（昭和25年法律第226号）又は市町村の条例による市町村税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市町村長	地方税法第20条の4第1項の規定による嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

3 市町村長	地方税法による市町村税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町村長	市町村の条例による墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の墓地の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市町村長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第3項に規定する額の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7 市町村長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）又は市町村の条例による保険料その他これらの法律の徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
8 市町村長	土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する事務であって規則で定めるもの
9 市町村長	市町村の条例による道路法（昭和27年法律第180号）の道路の占用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
10 市町村長	市町村の条例による港湾法（昭和25年法律第218号）の水域若しくは公共空地の占用料若しくは土砂採取料又は入港料その他の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
11 市町村長	市町村の条例による公営住宅（当該市町村が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸するための住宅をいう。）の家賃等の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
12 市町村長	市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
13 市町村長又は教育委員会	市町村が学生等に対しその修学に必要な資金を貸し付けた場合における当該資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

- 北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）による年金である恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 地方税法又は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）若しくは北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）による道税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 地方税法第20条の4第1項の規定による嘱託を受けた徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 地方税法による道税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 行政書士法（昭和26年法律第4号）の行政書士試験に係る合格証明書の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）による特定の開発行為の許可又は当該許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）による同法第19条の14第1項若しくは第2項の指示又は同条第4項の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）による同法第7条の指示又は同法第8条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）による同法第7条の指示、同法第8条第1項の命令、同法第14条各項の指示、同法第15条第1項若しくは第2項の命令、同法第22条の指示、同法第23条第1項の命令、同法第38条各項の指示、同法第39条第1項から第4項までの命令、同法第46条の指示、同法第47条第1項の命令、同法第56条各項の指示又は同法第57条第1項若しくは第2項の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）による同条例第9条第3項の勧告、同条例第9条の2の情報の提供、同条例第15条第2項、第15条の2第3項若しくは第17条第3項の勧告、同条例第17条の2の情報の提供又は同条例第19条第2項若しくは第20条第2項の勧告に関する事務であって規則で定めるもの
- 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）による修学資金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）による修学資金

- の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 北海道心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年北海道条例第5号）による共済制度の加入の承認又は年金受給権者の現況の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成5年北海道条例第4号）による修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロ又はハに規定する資金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 採石法（昭和25年法律第291号）による採石業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利採取業者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 雇用対策法（昭和41年法律第132号）第18条第2号に掲げる給付金の受給資格の認定に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 農薬取締法（昭和23年法律第82号）による販売者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第22条第1項若しくは第2項前段又は第23条第1項若しくは第2項前段の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）による甲種漁港施設の利用料、使用料又は占用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 23 土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 24 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為の許可又は当該許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 25 北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）による屋外広告業の登録又は同条例第11条の管理者の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 26 北海道収入証紙条例（昭和39年北海道条例第26号）による元売りさばき人又は売りさばき人の指定に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

提供を受ける知事以外の道の執行機関	事 務
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「第16条第1項」を「第24条第1項本文」に改め、同表2の項中「第16条第5項」を「第24条第5項」に改め、同表16の項の次に次のように加える。

16の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	37,000円	検査申請のとき
--	------------------	---------	---------

別表中17の5の項を17の7の項とし、17の4の項を17の6の項とし、17の3の項の次に次のように加える。

17の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設	33,000円	認定申請のとき
-------------------------------------	---------------------	---------	---------

基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請に対する審査	設に係る認定申請手数料		
17の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定更新申請手数料	22,000円	認定更新申請のとき

別表30の項の次に次のように加える。

30の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査	産業廃棄物処理施設定期検査手数料	37,000円	検査申請のとき
---	------------------	---------	---------

別表31の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同表中31の3の項を31の5の項とし、31の2の項を31の4の項とし、31の項の次に次のように加える。

31の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定申請手数料	33,000円	認定申請のとき
31の3 廃棄物の処理及び	熱回収の機能	22,000円	認定更新

清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る認定の更新の申請に対する審査	を有する産業廃棄物処理施設に係る認定更新申請手数料		申請のとき
--	---------------------------	--	-------

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1の項及び2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	所 在 地	
			市	町 村
	第1種電柱	1本につき1年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41
	共架電線その他上空に設ける		5	4

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	線類	長さ1メートル		
	地下に設ける電線その他の線 類	につき1年	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	300	250
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	820
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	340
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	2,000	990
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,000	820
	外径が0.07メートル未満のも の	長さ1メートル につき1年	21	17
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		30	25
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		45	37
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		60	49
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		90	74
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		120	98
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		210	170

			外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの		300	250
			外径が 1メートル以上のもの		600	490
法第32条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げ る施設				占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1, 000	820
法第32条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た 額			
		階数が 2 のもの	A に 0.007 を乗じて得た 額			
		階数が 3 以上の もの	A に 0.008 を乗じて得た 額			
	上空に設ける通路		1, 000		490	
	地下に設ける通路		610		300	
	その他のもの		1, 000		820	
法第32条 第 1 項第 6 号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 日		20	10
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	200	99	
政令第 7	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	200	99	
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2, 000	990	
	標識		1 本につき 1 年	800	650	
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設	1 本につき 1 日	20	10	

条第1号 に掲げる 物件		けるもの			
		その他のもの	1本につき1月	200	99
	幕（政令第7条第2号 に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	20	10
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	200	99
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	2,000	990
		その他のもの		1,000	490
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及 び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき 1月	200	99
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及 び同条第5号に掲げる施設				100	82
政令第7 条第6号 に掲げる 施設並び に同条第 7号に掲 げる施設 及び自動 車駐車場	建築物		Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第8号 に掲げる 応急仮設 建築物	上空、トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た 額		

政令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表苫小牧地区第一工業用水道の項を削り、同表苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道の項中「苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道」を「苫小牧地区工業用水道」に、「100,000立方メートル」を「200,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例
北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例（昭和42年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「、苫小牧地区第一工業用水道及び苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道」を「及び苫小牧地区工業用水道」に改める。

別表苫小牧地区第一工業用水道の項を削り、同表中「苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道」を「苫小牧地区工業用水道」に改める。

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- この条例の施行前の給水に係る料金については、なお従前の例による。

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

10 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査（同法附則第34条の2第1項の規定により教育委員会が行うものに限る。）	特定保険業認可申請手数料	150,000円	認可申請のとき
--	--------------	----------	---------

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会

規則で定める日から施行する。

北海道立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道立美術館条例の一部を改正する条例

北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表北海道立三岸好太郎美術館の項を削る。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第2項中「北海道立近代美術館又は北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館若しくは北海道立帯広美術館」を「美術館」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（分館）

第3条 北海道立近代美術館に、分館として、北海道立三岸好太郎美術館を置く。

2 北海道立三岸好太郎美術館は、札幌市に置く。

別表第1中「（第3条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同表の1の事項を次のように改める。

1 北海道立近代美術館の常設展示の場合

（1）北海道立近代美術館（北海道立三岸好太郎美術館を除く。（2）において同じ。）の常設展示又は北海道立三岸好太郎美術館の常設展示のいずれかを観覧する場合

区 分	観 覧 料	
	個 人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	250円	1人につき 170円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	500円	1人につき 410円

（2）北海道立近代美術館の常設展示及び北海道立三岸好太郎美術館の常設展示を併せて観覧する場合

区 分	観 覧 料		
	個 人	10人以上の団体	
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	400円	1人につき	270円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	800円	1人につき	650円

別表第2中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(北海道立美術館協議会条例の一部改正)
- 北海道立美術館協議会条例（昭和42年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表北海道立三岸好太郎美術館の項を削る。

第2条中「数は、」の次に「北海道立近代美術館協議会にあっては15人以内とし、その他の協議会にあっては」を加える。

(北海道立美術館協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の北海道立美術館協議会条例第1条の表に規定する北海道立三岸好太郎美術館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に同表に規定する北海道立近代美術館協議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、北海道立美術館協議会条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年5月31日までとする。この場合における前項の規定による改正後の同条例第2条の規定の適用については、同条中「15人」とあるのは、「24人」とする。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「退職し、又は」及び「の末日」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 学校職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第13条ただし書中「ついては」の次に「、人事委員会規則で定めるところにより」を加え、「結核性疾患による場合その他人事委員会規則で定める場合にあっては引き続き1年を、その他の場合にあっては引き続き」を削り、「超えて」の次に「引き続き」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前から引き続き同一の疾病（結核性疾患又はこの条例による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例第13条ただし書の人事委員会規則で定める場合に係るものに限る。）の療養のため北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第12条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない学校職員に対するこの条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第13条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「90日」とあるのは、「1年」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第1条の2に規定する学校職員への準用)

- 前2項の規定は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第1条の2に規定する学校職員について準用する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の31の項及び38の 5 の項中「受講の」を「受講申込みの」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「459人」を「461人」に、「796人」を「799人」に、「5, 878人」を「5, 903人」に、「3, 072人」を「3, 086人」に、「10, 205人」を「10, 249人」に、「1, 363人」を「1, 271人」に、「11, 568人」を「11, 520人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部

を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項又は第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「退職又は」及び「の末日」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

第15条ただし書中「ついては」の次に「、人事委員会規則で定めるところにより」を加え、「、結核性疾患による場合その他人事委員会規則で定める場合にあっては引き続き 1 年を、その他の場合にあっては引き続き」を削り、「超えて」の次に「引き続き」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前から引き続き同一の疾病（結核性疾患又はこの条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例第15条ただし書の人事委員会規則で定める場合に係るものに限る。）の療養のため北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第 3 号）第12条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しない職員に対するこの条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第15条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「90日」とあるのは、「1年」とする。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78

号)の一部を次のように改正する。

第7条の6中「100分の50」の次に「(現地の治安の状況等により、心身に著しい緊張を与える業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、100分の100)」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。
